

指定感染症について

(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」より)

(定義)

第六条 (略)

7 この法律において「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病(一類感染症、二類感染症及び三類感染症を除く。)であつて、第三章から第六章までの規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

(指定感染症に対するこの法律の準用)

第七条 指定感染症については、一年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより次条、第三章から第六章まで及び第八章から第十章までの規定の全部又は一部を準用する。

2 前項の政令で定められた期間は、当該政令で定められた疾病について同項の政令により準用することとされた規定を当該期間の経過後なお準用することが特に必要であると認められる場合は、一年以内の政令で定める期間に限り延長することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

[解説]

○ 第七条は、指定感染症に対する本法の準用を規定した条文である。指定感染症とは、既知の感染症の中で一類感染症から三類感染症に分類されない感染症において一類感染症から三類感染症に準じた対応の必要が生じた感染症で(第六条第七項参照)、政令で一年以内の期間に限定して指定された感染症である。なお、準用する規定は政令で規定される。